

千葉市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年千葉市条例第18号。以下「条例」という。）、同条例施行規則（平成12年千葉市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、墓地、納骨堂又は火葬場の許可等の事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領の用語の意義は、次によるものとする。

- (1) 墓地の許可対象とする区域は、墳墓、緑地、墓地の付帯施設（通路、参詣路、管理事務所、休憩所、当該墓地内の専用駐車場等社会通念上一体の施設）等が設置される区域とする。
- (2) 死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する目的を持たない限り、法に規定する墳墓には該当せず、単なる碑に属するものであること。
- (3) 「経営」とは、墓地等を設置し、管理運営することをいう。

3 許可申請

- (1) 許可申請の取扱いは、次によるものとする。

ア 申請書の提出を受けるときは、次によること。

(ア) 経営許可及び変更許可の申請は、墓地又は納骨堂の工事完了後に行うこと。

なお、工事完了とは、墓地又は納骨堂として使用できる状態をいうこと。

(イ) 宗教法人等にあつては、事前協議済書が交付されていること。

(ウ) 廃止許可の申請は、改葬後に行うこと。

(エ) 条例第3条（4）に規定する面積において納骨堂及び火葬場にあつては、敷地面積とすること。

イ 申請書の作成部数は正副1部ずつとし、正本は保健所へ提出し、副本は保健所受付印（受付日）を押印し、申請者へ返却する。

ウ 申請書の編冊は、次によること。

(ア) 申請書及び申請に係る書類の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(イ) 編冊順序は、申請書、申請書本文に係る別添図書、申請書の添付書類の順序とし、添付書類には見出し又は目次を付けること。

- (2) 記載事項については、次によるものとする。

ア 申請書に記載する内容は、宗教法人等にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地とし、登記事項証明書と合致していること。

イ 廃止許可にあつては、経営許可を受けている者と同一であること。ただし、個人墓地の経営者の死亡による場合は除く。

ウ 墓地等の名称においては、仮称は認めないこと。

エ 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積は、土地登記事項証明書のとおりとすること。

なお、墓地にあつては、地積測量図と土地登記事項証明書の面積が相違する場合は、地積更正し、登記の訂正をすること。

オ 墓地等の構造の記載は例示を参考とすること。

(3) 規則第2条第2項に規定する書類等は次のとおりとする。

ア 第1号に規定する見取図は、次によること。

(ア) 縮尺1/2,500程度の都市計画図又はこれに準ずる縮尺の適当なものであること。

(イ) 住宅等の周辺の状況については、申請時の状況を反映させ、申請区域を示す住宅地図を併せて提出させること。

(ウ) 墓地境界から100メートル又は必要な範囲を線で示すこと。

イ 第2号に規定する図面は、縮尺1/2,500程度の都市計画図又は案内図として適当なものであること。

ウ 第3号に規定する図面、配置図及び構造図は、施設の仕様及び機能が判断できる、次に掲げる図面であること。

(ア) 墳墓区域、緑地帯、緑地及び障壁並びに管理事務所等の必要な施設設備の全体配置及び寸法が判断できる平面図及び断面図

(イ) 給水及び排水の状況が明らかな平面図

(ウ) 管理事務所の構造が明らかな平面図及び立面図

(エ) 植栽を示した平面図及び断面図

(オ) 門扉の構造図

(カ) 拡張に伴う申請の場合にあつては、既存墓地も含めた図面

エ 第4号に規定する土地及び建物の登記事項証明書は、申請日の90日以内に作成されたものであり、次によること。

(ア) 自己の所有であることを確認すること。

(ア) 抵当権等の他人の権利が設定されていないことを確認すること。

また、納骨堂に係る建物検査済証は、建築確認を要さない地域にあつては工事引渡書とする。

オ 第5号に規定する不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に第1項に規定する地図又は同法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し及び地積測量図は、次によること。

(ア) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に第1項に規定する地

図又は同法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しには、隣接地の土地の所在、地番及び地目並びに所有者の住所及び氏名が記載されていること。

(イ) 地積測量図は、墓地用地が一筆ごとに測量されたものであること。

カ 第6号に規定する維持管理規則等は、次によること。

(ア) 管理者を定めていること。

(イ) 使用者の権利の取得、変更、承継及び消滅が定めてあること。

(ウ) 手続きに係る様式（経営者名を記入）が定められていること。

(エ) 永代使用料、管理料等の規定が定められていること。

(オ) 有期限の墓地にあつては、使用の期限、期限満了後等の遺骨の扱い等が定められていること。

キ 第7号に規定する経営計画書等は、管理者や組織体制を具体的に記載することとし、次の内容が記載されていること。

(ア) 経営（変更）に至った理由

(イ) 規模を選択した理由（その算定根拠）

(ウ) 設置場所を選定した理由

ク 第8号に規定する資金計画書には、墓地の設置に要した費用が明示され、許可後の経営に要する費用等の資金計画が事業執行別に記載されていること。（積算根拠は公共事業に準ずること。）

なお、石材店等からの借入金がないことを確認すること。

ケ 第9号に規定する議会の議決書とは、議決証明書等の議決を証する書類であつて、墓地等の設置の予算に係るものであること。

コ 第10号に規定する登記事項証明書等は、次によること。

(ア) 登記事項証明書は、申請日の90日以内に作成されたものであること。

(イ) 公益社団法人又は公益財団法人にあつては、登記事項証明書の名称が「公益社団法人」又は「公益財団法人」となっていること。

(ウ) 宗教法人規則は、知事印が押印されたものの写しであること。

(エ) 経営を予定している宗教法人が、既存墓地等で、宗派を問わない墓地を経営している場合は、公益事業として所轄庁で規則の変更認証を受けていること。

(オ) 意思決定をした旨を証する書類は、経営に至った理由が明確に記載され、具体的な墓地の必要性を明示した議事録であること。（法人規則に基づいて作成されたもの）

サ 第11号に規定するその他市長が必要と認めた書類は、次によること。

(ア) 墓地等の設置に要した費用の内訳明細書

(イ) 宗教法人等の経営する墓地にあつては、財産目録の写し等基本財産が確認できる書類

(ウ) 現に、経営許可申請場所以外に墓地又は納骨堂を経営している場合にあつて

は、当該墓地等の名称、所在地、面積及び区画数又は収蔵数並びに使用状況を記載した書類

(エ) 申請者が申請日以前において、法第19条の規定による行政処分を受けていたことがあれば、その処分内容について記載すること。

(オ) 他法令の許可証等の写し

「他法令」とは、次の主な法律に基づくものが想定される。

- (a) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (b) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (c) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (d) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- (e) 農地法（昭和27年法律第229号）
- (f) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
- (g) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- (h) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）

なお、上記の法令等の許可等が得られているか又は、見込みがあるかを確認することとし、許可が得られない場合は、申請者に得られるよう指導すること。

(カ) 宗教法人にあっては、檀信徒の数を記載した書類

(キ) 事前協議済書の写し（地方公共団体を除く。）

なお、経営許可申請と事前協議の内容が、一致していること。

シ 火葬場経営許可について

許可に際しては、都市計画法第19条の規定による市町村の都市計画の決定、建築基準法第51条の規定による卸売市場等の用に供する特殊建築物の位置を確認した上で、取り扱うこと。

(4) 書類審査は、別添墓地（納骨堂）経営許可審査票により行うこと。

4 変更許可申請

(1) 規則第3条第2項第2号に規定する改葬報告書は、次のとおりとする。

ア 墓地でなくなる区域の現況図（墳墓の配置図等）

イ 墓地の使用者の一覧（墓籍簿の写し等）

ウ 改葬対象、改葬日、改葬許可年月日等、改葬状況を明らかにする書類

(2) 火葬場変更許可に際しては、都市計画法第21条の規定による都市計画の変更、建築基準法第51条の規定による卸売市場等の用に供する特殊建築物の位置を確認した上で、取り扱うこと。

(3) 変更許可申請書に記載する変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積については、既存部分と変更（拡張又は縮小した）部分を併記すること。

(4) 変更後の墓地等の構造については、拡張に伴う申請の場合にあっては、拡張部分のみのものと全体の墓地等の構造を別葉に作成することとし、縮小の場合は、縮小した残りの墓地の構造とする。

(5) 書類審査は、別添墓地（納骨堂）変更許可審査票により行うこと。

5 廃止許可申請

条例第5条に規定する廃止許可申請については、次によること。

(1) 墓地が許可されているか又はみなし墓地か否かを確認すること。

(2) みなし墓地については、申請者の都合により判断するものではないこと。

6 事前協議

条例第6条に規定する事前協議を行わず、経営又は変更許可申請を提出しようとする者に対しては、条例第3条又は第4条に規定する申請を保留するとともに事前協議の手続きを行うよう指導することとする。

7 許可書等の交付

(1) 墓地経営（変更）許可書の記載内容は、次によること。

ア 住所及び氏名

宗教法人、財団法人及び個人については、申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

イ 用地の所在、地番、地目及び面積

(ア) 経営許可

土地登記事項証明書に記載されている所在、地番、地目及び面積を記載すること。

(イ) 変更許可

(a) 区域を拡張することによる変更許可の場合は、経営又は変更許可を受けた部分とを併記すること。なお、記載内容については、アを準用すること。

(b) 区域を縮小することによる変更許可の場合は、廃止する面積と残存する面積を併記すること。なお、記載内容については、アを準用すること。

ウ 墓地の名称

申請書に記載された名称を記載すること。

エ 許可番号

許可番号の親番号は年度とし、枝番号は経営許可及び変更許可それぞれ別々とする。

オ 区画数

(ア) 経営許可については、許可した区画数とすること。

(イ) 変更許可であって、区域を拡張した場合は、経営又は変更許可を受けた数と

拡張を行った数を併記すること。

(ウ) 変更許可であって、区域を縮小した場合は、残存数とすること。

(2) 納骨堂経営（変更）許可書の記載内容は、次によること。

ア 住所及び氏名

宗教法人、財団法人及び個人については、申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

イ 用地の所在、地番、地目及び敷地面積

土地登記事項証明書に記載されている所在、地番、地目及び面積を記載すること。

ウ 納骨堂の名称

申請書に記載された名称を記載すること。

エ 許可番号

許可番号の親番号は年度とし、枝番号を経営許可及び変更許可それぞれ別にとること。

オ 収蔵数

(ア) 経営許可については、許可した収蔵数とすること。

(イ) 変更許可であって、施設を拡張した場合は、経営又は変更許可を受けた数と拡張を行った数を併記すること。

(ウ) 変更許可であって、施設を縮小した場合は、残存する数とすること。

(3) 火葬場経営（変更）許可書の記載内容は、次によること。

(2) の取扱いに準じること。

(4) 墓地等廃止許可書の記載内容は次によること。

(1) の取扱いに準じること。

(5) 台帳作成等

ア 墓地等の経営又は変更の許可をした場合は、台帳に経営又は変更許可の内容を記入すること。

イ 墓地等の廃止の許可をした場合は、台帳に廃止の事実、廃止許可年月日、廃止許可番号等を朱書きすること。

(6) 報告

保健所長は、墓地等の経営、変更又は廃止の許可をした場合は「許可書の写し」、を添えて、保健福祉局長に報告すること。

8 許可基準

(1) 人的要件

墓地等経営の性格上、永続性及び非営利性が確保されなければならないため、条例第8条第1項から第3項までの各号に規定する者に限られること。

ア 地方公共団体とは次に掲げるものをいう。

(ア) 県及び市町村（地方自治法第2条）

(イ) 一部事務組合（地方自治法第284条）

イ 規則第7条の規定により、墓地の造成を認める場合は、次の点について留意すること。

(ア) 第1号により墓地の経営を認める場合は、引き続いて墓地を経営する宗教法人は原則同一宗派であること。また、当該墓地の利用者に経営者が変更されることの説明、同意、承諾、新経営者との再使用契約等々の理解や手続きがとられたことを確認すること。

(イ) 第2号により境内地又はその隣接地以外の場所で墓地等の設置を認める場合であって、市内で既に経営している墓地等がある場合は、当該墓地におけるすべての墳墓が使用されていることを、現地確認、墓籍台帳の確認、使用許可証の発行状況や永代使用料等の入金状況のわかるものの添付又は提示を求めるなどして、十分に確認すること。

ウ 自己又は自己の親族のために設置された墓地（以下「個人墓地」という。）を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするときは、個人名義による経営許可を認める。

(ア) 法第10条第1項、第11条及び第26条の規定により、既に個人名義の墓地経営を認められていた者の死亡等により、墓地経営許可が失効した状態になることを救済するものである。

(イ) 「親族」とは、民法第725条による者の他、慣習による場合も認める。

(ウ) 「引き継いで経営しようとするとき」とは、民法第897条の規定により墳墓の祭祀を主宰すべき者と認められる者である。

(エ) 変更許可における墓地の経営主体について

個人墓地は、既に許可されている墓地が経営者の死亡により許可が失効しないように経営許可に限って認めているものであり

拡張等の変更許可は認められないものであること。

(2) 条例第8条第1項第1号オに規定する「公共事業の実施」については、次の法律に基づくものであること。

ア 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）

イ 土地収用法（昭和26年法律第219号）

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）

エ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

オ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）

(3) 条例第8条第1項第2号に規定する十分な財産その他の経済的基盤とは、許可申

請時に財務関係図書により資産の額や法人の収支状況を確認し、金融機関等から借入がなく安定的な経営ができると判断した場合をいう。

ただし、金融機関から借入がある場合は法人等の収支状況に照らし合わせ判断するものとする。

(4) 規則第8条に規定する一体性について

一体性を有するものであるとは、同一経営者が経営又は変更許可を受けた既存墓地の隣接地に新たに墓地を拡張する場合をいう。

また、経営許可を受けた墓地を数次にわたり拡張し、拡張部分の面積の合計が経営許可を受けた面積を超える場合には一体性を失うこと。

この場合は、既に許可した経営許可部分と変更許可部分の合計に対して廃止許可をし、廃止した部分を含めて新たに同日付けで経営許可をすること。

なお、この判断については、申請者が都合により判断するものでないこと。

9 墓地の環境基準

(1) 条例第9条第1項第1号に規定する河川等から墓地までの距離に関することについては、

次によること。

ア 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川をいう。

イ 河川、海又は湖沼からの墓地までの距離の審査は、通常行われる現地計測（メジャー）又は都市計画図等の図面上で測定すること。

(2) 条例第9条第1項第2号に規定する住宅等から埋葬又は埋蔵等に係る距離に関することについては、次によること。

ア 用語の定義は、次によること。

(ア)「住宅」：専用住宅、併用住宅及び特別養護老人施設等

(イ)「学校」：学校教育法（昭和22年法律第26号）の学校

(ウ)「保育所」：児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育所

(エ)「図書館」：図書館法（昭和25年法律第118号）の図書館

(オ)「博物館」：博物館法（昭和26年法律第285号）の博物館

(カ)「公民館」：社会教育法（昭和24年法律第207号）の公民館

(キ)「病院」：医療法（昭和23年法律第205号）の第1条の5第1項の病院

(ク)「敷地」：当該施設の通常のに供される範囲をいう。

イ 住宅等から墓地までの距離の審査は、通常行われる現地計測（メジャー）又は都市計画図等の図面上で測定すること。

ウ 1,000平方メートル未満の比較的小規模な墓地のほとんどは、寺院に併設されるいわゆる境内墓地であり、宗教活動の拠点として周辺住民に認知されていることを考慮し、除外規定を設けたものであること。

- (3) 条例第9条第1項第3号に規定する高燥等とは、次によるものとする。
- ア 墳墓への影響、地下水を利用している場合の飲料水への汚染を考慮して規定したものであること。
 - イ 地下水位が高いなど湿地帯での墳墓への影響は、次のことが想定される。
例：埋蔵墳墓・・・カロートへの浸水、墓石傾斜
埋葬墳墓・・・死体の浮上、墓石傾斜
 - ウ 雨水等の排水が十分行われず、墳墓が水没することが予想される用地は高燥とはいえないこと。
- (4) 条例第9条第1項第4号に規定する公衆衛生上支障がない土地とは、次により判断すること。
- ア 条例制定時において判断したものであり、これ以外に支障がある状態が発生した場合を考慮し、市長の自由裁量権を留保したものであること。
 - イ 廃棄物の最終処分場等の跡地は、地盤の安定性の問題等から支障があるものであること。
 - ウ 千葉市平和公園墓地がある周辺地域における墓地の新設については、これを認めないこと。ただし、既に、当該地域に墓地を経営している宗教法人の檀信徒に係る墓地については、やむを得ないとして認めるものであること。
【該当する町の区域】 多部田町、佐和町、大宮町の一部
 - エ 千葉市斎場がある周辺地域における墓地の新設については、これを認めないこと。ただし、既に、当該地域に墓地を経営している宗教法人の檀信徒に係る墓地については、やむを得ないとして認めるものであること。
【該当する町の区域】 平山町、辺田町
- (5) 条例第9条第2項に規定する住宅等との距離制限を適用しない場合は、次によること。
- ア 「移転することが必要であり」とは、緊急避難又は公益の目的のために自己の墳墓がやむを得ず移転しなければならないことに加え、墓地の移転先が無く、不安定な状態に置かれる状態が予測される場合である。
 - イ 「公衆衛生上支障がない」とは、設置場所の地下水位が低い場合等が想定できるが、条例制定時において判断したものであり、これ以外に支障がある状態が発生した場合を考慮し、市長に自由裁量を留保したものであること。
- (6) 条例第9条第3項の規定は、経営許可後に当該墓地の経営者以外の者が、墓地から100メートル以内の距離に住宅等を設置した場合に、結果として距離制限を維持できなくなる。しかし、墓地の経営者と直接関係ない事由により、直ちに墓地の経営の変更又は移転を強いられるとすれば、許可の安全性を失することになるため、公衆衛生上支障がないのであれば、墓地の経営を継続して認めることが、公益に合致するという判断に基づくものである。

10 墓地の施設基準

(1) 条例第10条第1号に規定する「緑地帯等」は、墓地区域との緩衝帯の目的で設置を規定したものであり、「緑地帯等」を利用できる施設は、次によること。

- (ア) 墓地の管理事務所
- (イ) 緑地（なお、墓地緑地面積の算定には含めない。）
- (ウ) 使用水の施設
- (エ) 便所
- (オ) 墓地の専用駐車場
- (カ) 排水関連施設
- (キ) 不要となった墓石、供物等の集積場所
- (ク) その他墓地の付帯設備

ただし、「緑地帯等」の緑地面積は、全体の「緑地帯等」の面積の50%以上であること。

(2) 「見えないように障壁」等とは、遮蔽遮断の考え方であり、人畜がみだりに立ち入れない構造であること。

なお、具体的な条件は、次の要件を満たすことが必要であること。

- ア 見えないとは、敷地境界に成人が立って墳墓が見えない状態をいうものであり、通常1.8メートル以上の高さを有するものであれば足りる。
- イ 障壁等は、生垣が望ましいが、周囲の環境や立地条件に応じてその構造を選択することができる。

なお、生垣が未成熟のため当該墓地の境界から墳墓が見える場合は、成熟するまでの間、仮設障壁等の設置など見通しを遮る措置をすること。

(3) 既存の寺院の境内地等であらかじめ堅牢な障壁等で囲われ、当該障壁等がこの規定の目的と同等の機能が果たせる場合であっても、寺院の境内地等に接する側の緑地、障壁等は、墓地と墓地以外を分ける施設として必要であること。ただし、障壁等の構造は、機能が満たせる簡易化したものであれば足りるものであること。

(4) 墓地の拡張にあつては、既存部分と拡張部分を合わせたものに施設基準を適用すること。また、既存部分への新たな緑地帯及び通路等の設置、既存墓地と接続する部分の緑地及び障壁等は省略することができるが、緑地については、拡張部分において全体の緑地率が満たされるよう強く指導すること。

(5) 条例第10条第2号に規定する門扉は、人畜がみだりに立ち入らないようにするためのものであり、墓地の静謐を確保することを目的として規定したものであること。

(6) 条例第10条第3号で規定する通路は、次によること。

- ア 各墳墓に接続して設けられる通路は、墓地内の清掃、墓石の運搬及び利用者の

通行の便宜を考慮して設けるよう規定したものであること。

イ ただし書きの規定は、墓地の利用者が墳墓の一部を通路として使用する前提で作られている芝生墓地等の場合に適用するものであること。

- (7) 条例第10条第4号に規定する埋蔵施設の設置に関する規定は、遺骨への浸水の防止や安易に墳墓の面積を拡張或いは縮小することを防止するために規定したものであること。

ただし書きの規定は、遺骨への浸水のおそれのないことが明らかな場合に適用されるものであり、その場合は安易に墳墓の面積を拡張あるいは縮小することを防止するための策を講じること。

- (8) 条例第10条第5号に規定する排水に関する規定は、雨水等が停滞し、墳墓のカロートへの浸水や墓地内の通行の支障が生じないようにすることを目的として規定したものであること。

なお、排水施設は排水設備設計指針（日本下水道協会編）、千葉市下水道設計指針等を参考にすること。

- (9) 条例第10条第6号に規定する便所、使用水の施設、管理事務所及び不要となった墓石、供物等の集積場所は、墓地の利用者の便宜を図るため及び周辺環境への影響を配慮し、墓地区域に必要な付帯施設として整備することを目的として規定したものであること。

- (10) 条例第10条第7号に規定する緑地は、緑政課所管の「千葉市工場等緑化推進要綱」に基づき、緑化率20%以上の基準を準用することとしたものであること。

なお、条例第10条第7号により規定する「緑地」は、次によること。

ア 条例第10条第1号中の「緑地帯等」は、除くこと。

イ 条例第11条第1号中の「緑地帯」を含むこと。

- (11) 条例第10条第8号に規定する合葬墓の設置は、無縁墳墓の遺骨の改葬先としての他に有期限墓地の改葬先として利用しても差し支えないものであること。

11 2,000平方メートル以上の墓地の基準

- (1) 条例第11条のただし書きの規定について

ア 拡張することにより、2,000平方メートル以上の面積となる場合に、既存の墓地区域が既に埋蔵又は埋葬されている状態であって、かつ、土地の立地条件により、この基準によることが不可能な場合にあっては、墳墓等の移動をさせてまで基準を遵守させることが宗教感情上支障を生じるため規定したものであること。

イ 土地の形状及び墳墓の配置状況からやむを得ない場合は、緑地部分の面積を墓地内の他の区域に設けることができること。ただし、無制限に認めることではないこと。

- (2) 条例第11条第1号に規定する「緑地帯」は、次の要件を満たす構造であること。
- ア 周辺環境に調和したものであること。
 - イ 常緑樹を主体として、緑地帯を形成するものであること。
- (3) 条例第11条第2号に規定する主要な通路の規定は、墓参時の混雑（駐車スペース利用を含む。）や墓石工事、緑地管理、清掃等の保守管理に対応するためであること。
- (4) 条例第11条第4号に規定する駐車場については、申請者の自己の所有地でない場合（墓地区域内に設置する駐車場を除く。）にあつては、永年賃貸契約などが行われ、恒久的に使用できるものであること。
- また、駐車場は、もっぱら墓参者用に常に使用するために設けられたものであつて、彼岸の墓参時期等一時的に使用するもの又は他の用途のための駐車場と兼ねているものは墓地駐車場とは扱わないこと。
- なお、駐車場の取扱いについては、次によること。
- ア 駐車場は、墓地の区域内又は当該墓地に近接した場所その他の市長が適当と認める場所に設置されていること。
 - なお、墓地の区域内を通過しなければ進入できないような場所に設置されている駐車場は、墓地の許可区域として取り扱うこと。
 - イ 条例第11条第2号に規定する通路は、駐車場としては認めないこと。
 - ウ 駐車場は、条例第10条第1号に規定する「緑地帯等」に設けたときは、駐車場台数の算定に繰り込んで良いものとする。
 - エ 1台当たりの駐車スペースは、原則として奥行5.0メートル以上、幅2.5メートル以上とする。
 - オ 駐車場の車路の幅員は、5.5メートル以上とする。ただし、一方通行の車路にあつては、3.5メートル以上とする。
 - カ 駐車区画の構造で、舗装敷きの場合にあつては、溶着式白線等の容易に消滅しない方法で表示するものとし、砂利敷き等の場合はロープ等で区画するものとする。
- また、駐車場、駐輪場及び交通安全対策については、地域安全課所管の「千葉市宅地開発指導要綱（平成8年4月1日施行）」の基準を遵守するような計画であること。

1.2 納骨堂の施設基準

条例第12条第1項第3号に規定する便所、使用水の施設及び管理事務所に関するただし書きは、既存の寺院内に附属する場合など、過剰負担をさけるものであること。

1 3 火葬場の環境基準

条例第13条第1項第1号に規定する距離は、次によること。

- (1) 住宅等については、現に住宅等が存し、その用に供する敷地も含むものであること。
- (2) 住宅等と同一の敷地であっても、山林、畑、工場等の住宅等の用に供さない用地は含まないものとする。
- (3) 住宅等から火葬場までの距離は、排ガス等による周辺への影響を考慮し規定したものであり、火葬炉を有する建築物から100メートル以上確保されたものであること。

1 4 火葬場の施設基準

- (1) 条例第14条第1号及び第3号に規定する障壁、緑地は、墓地の施設基準に定める基準と同様のものが望ましいこと。
- (2) 条例第14条第4号に規定する火葬炉については、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（12.3.31 厚生省生活衛生局企画課長通知）に基づくものであること。

1 5 基準の適用除外

- (1) 墓地を引き継いで経営しようとする場合で基準の適用除外となる場合は、次によること。
 - ア 経営者が変更になるとき
 - イ 墓地の拡張に伴い、既存に経営する墓地も含め新たに経営許可を行う場合であって、当該拡張により施設基準が既存墓地の施設基準と異なる場合の既存部分
 - ウ 墓地の拡張に伴い、変更許可申請を行う場合であって、当該拡張により施設基準が既存墓地の施設基準と異なる場合の既存部分
- (2) 施設基準を緩和する場合の取扱いで、当初に経営許可又は変更許可された時点の施設基準に違反しているときは、改善されない限り行わないものであること。

1 6 都市計画法等による墓地又は火葬場の新設等の届出

条例第16条に規定する届出書の提出があった場合は、保健所において、その旨台帳に記載し、届出書の写しを添えて保健福祉局長に報告すること。

1 7 変更事項の届出

- (1) 条例第17条に規定する変更の届出があった場合は、保健所において、その旨台帳に記載し、届出書の写しを添えて保健福祉局長に報告すること。
- (2) 添付する変更を証する書類については、次のものが想定される。

例：ア 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地の変更の場合は、
登記事項証明書

イ 地番の変更にあつては、土地登記事項証明書

18 使用期限の説明

条例第18条に規定する使用期限その他の事項の説明は、書面をもって行われることが望ましく、墓地使用規則等に記載されているものであること。

19 経営者の責務

(1) 規則第11条第2項に規定する標識は、風雨に絶えられる堅牢な構造とし、墓地の入り

口付近の外部から見やすい位置に掲示することにより、墓地の区域外から表示内容が判別できなければならないものとする。

例：スチール、プラスチック又は木製に表面塗装したもの

(2) 火葬場の管理者に対し、条例第14条第4号に規定する排ガス再燃焼装置等から排出される排ガスについて、定期的に測定をするよう指導すること。

ア 測定の項目は次によること。

(ア) ダイオキシシン類

(イ) ばいじん

(ウ) 硫黄酸化物

(エ) 窒素酸化物

(オ) 塩化水素

イ アに掲げる物質以外の測定も行うことが望ましいものであること。

20 みなし墓地

法施行日（昭和23年6月1日）以前に存在する墓地の取扱いについては、次によること。

(1) 法第26条の規定により、「この法律により、それぞれ、その許可を受けたものとみなす。」とされる墓地（以下「既存みなし墓地」という。）は、次のいずれかの条件を満たすものであること。

ア みなし墓地台帳(写し)(昭和63年5月13日付け衛第61号各保健所長送付)に記載された墓地

イ 現地調査あるいは土地登記事項証明書により法施行日以前に存在することが確認できる墓地

(2) 既存みなし墓地で人格や用地が特定できないものは、経営者の変更に伴う経営許可を除き、経営許可、変更許可、廃止許可の処分対象としない。

- (3) みなし墓地台帳又は土地登記事項証明書の記載と現在の使用面積が異なる場合は、既存みなし墓地の区域内で実際に墓地として使用に供されている区域を既存みなし墓地として取り扱うこと。
- (4) 個人又は共同使用の既存みなし墓地における余裕地の公募は、原則として、認めないものであること。

2.1 許可後の指導等について

- (1) 条例に基づく環境基準、施設基準等に適合しない等公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認められるときは、墓地等の管理者に対し、法第18条の規定による当該吏員の立入検査等により必要な措置を講ずることとする。
- (2) 法第18条の規定にもかかわらず、公衆衛生その他公共の福祉の見地から不相当であると認められるときは、墓地等の経営者等に対し、法第19条の規定による施設の整備改善その他の強制処分命令を講ずることとする。

2.2 その他の留意事項

条例、規則及び当該要領並びに千葉市墓地等の経営の許可に関する事前協議実施要綱及び同要綱運用で判断しかねる場合は、健康部生活衛生課と保健所環境衛生課で協議することとする。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。